

令和2年度 介護保険料の改定について

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料について

第1段階から第3段階の保険料が下記のとおり変更（軽減）になりました。

※第4段階から第9段階の保険料については変更ありません。

※カッコ内は令和2年度における軽減後の負担割合と年額保険料。

【段階別介護保険料年額】

段階	対象者		
		負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.375 ↓ (0.3)	33,300円 ↓ (26,640円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.575 ↓ (0.5)	51,060円 ↓ (44,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.725 ↓ (0.7)	64,380円 ↓ (62,160円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.95	84,360円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円超の人	1.00	88,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	106,560円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	115,440円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	133,200円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.60	142,080円

お問い合わせ先

藤里町役場 町民課 町民福祉係
介護担当

TEL 0185-79-2113